

さつまいも生産支援事業取扱要領

1. 目的

この補助金は、生産農家等がサツマイモの作付けから販売までを行う場合において補助金を交付し、もって農家等の経営規模の拡大と所得向上による経営の安定化を図るほか、サツマイモの振興及び産地形成を図ることを目的とする。

2. (補助金の) 対象作物、補助金額及び交付対象者

この補助金が対象とする作物、補助金額及び交付対象者は次のとおりとする。

対象作物	サツマイモ	
補助金額	新規作付 (1年目)	10a あたり 100,000 円※
	2年目	10a あたり 80,000 円
	3年目	10a あたり 60,000 円
交付対象者	① 市内在住の者 ② 市内で生産すること ③ 田村農業普及所又は、JA 福島さくら栽培指導を遵守できる者 ④ 市税に滞納がない者 ⑤ 暴力団に所属又は暴力団の統制下でない者 ⑥ 営農目的であること	
その他要件	・ 申請下限面積 1a ・ サツマイモを生産する際にほ場に対して1aあたり苗200本以上の植え付けをすること ・ 補助利用年度後から3年間生産すること 例) ○令和5年度のみ利用の場合 →令和8年度まで生産し実績報告する ○令和5年度から令和7年度まで利用した場合 →令和10年度まで生産し実績報告する	

※なお、過去にサツマイモ補助事業（経営規模拡大支援事業、いきいき産地づくり支援事業）を利用したほ場で申請する場合は、過去の補助事業分（10aあたり20,000円）を差し引いた金額とする。

3. 補助対象面積及び金額の算定方法

対象面積	1㎡単位で計算し、合計面積を㎡からaに換算する。換算後、1aに満たない端数は切り捨てる。
補助金	補助金額は1a単位で計算する。

4. 交付手続き

①補助申請

補助金の交付を希望する場合、実施計画書（様式第1号）を田村市に提出すること。

なお、実施計画書は6月末日までに提出を行うものとする。

②審査

提出された事業計画書は産業部農林課において審査を行い、田村市補助金等の交付等に関する規則（以下、規則という）に照らし補助事業として適切であると認められる場合、認定（内示）を行う。

認定を受けた補助事業者は、規則で規定する交付申請書を田村市に提出する。

5. 現地確認

事業の認定を受けた補助対象農地は作付状況の現地確認を行う。

6. 実績報告

補助事業者は、事業利用年度並びに事業利用年度後の3年間は対象作物の販売がすべて完了した後、以下の書類を田村市に提出すること。

事業利用年度（1年目から3年目まで）	事業利用年度以降3年間
(1) 補助事業等実績報告書※	(1) 生産を証明する書類（様式2）※
(2) 生産を証明する書類（様式2）※	(2) 販売を証明する書類（様式3）
(3) 販売を証明する書類（様式3）	
(4) 農林業振興補助金等交付請求書	

※各ほ場の写真を提出すること、毎年同一方向の写真を撮影すること

7. その他

補助金は精算払いにより行うこととし概算払いは行わない。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。